主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

本件抗告の理由は別紙抗告申立書記載のとおりである。

しからば、函館地方裁判所執行吏が抗告人に対して競買の保証として小切手を預託することを認めなかつたことを理由として他人に対する競落の許可を不当とする本件抗告人の主張は到底採用し難く本件抗告は失当として棄却すべきものとし、抗告費用の負担について民事訴訟法第九五条第八九条を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 羽生田利朝 裁判官 渡辺一雄 裁判官 今村三郎)